

敷地内側溝の設置について

【1】目的

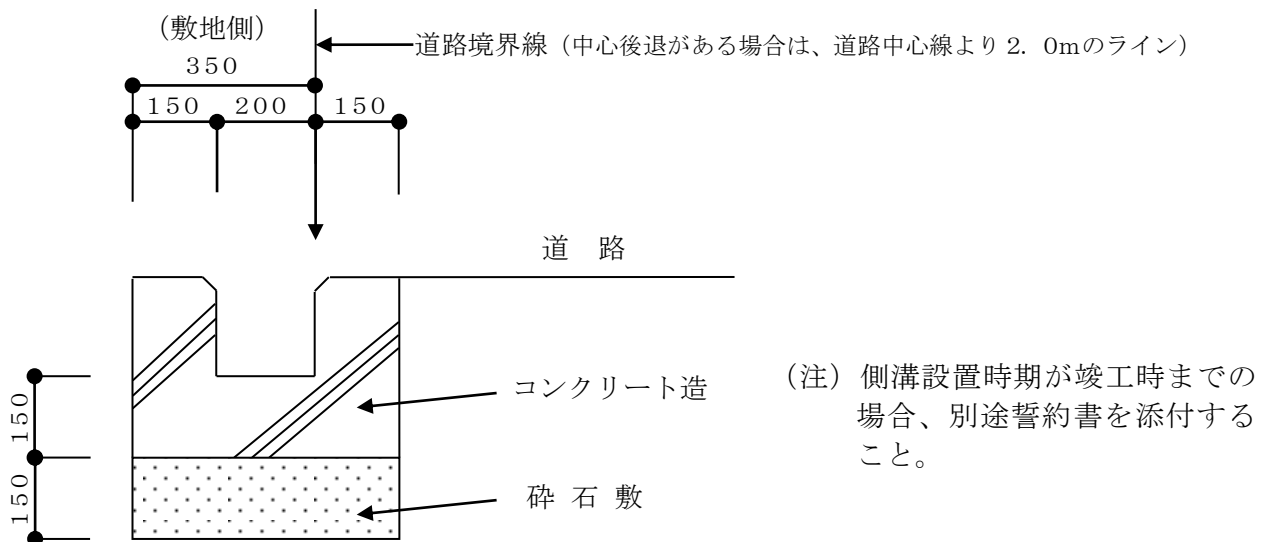
道路境界部分に側溝を設置することにより、建築基準法上の道路の範囲を明確にするとともに、道路に沿って側溝幅の空間を確保することにより、ゆとりある街並の形成を図ることとあわせて雨水を処理することを目的としています。

【2】対象範囲

建築基準法上の道路幅員が4.7m未満の道路に面する全ての建築物及び工作物の敷地が、対象となります。

【3】指導基準

- ・建築基準法上の道路境界線の敷地側に、下図に示す側溝を設置すること。なお流水面の深さについては、200mmを原則とするが、雨水排水に支障のない深さを検討する。
- ・側溝上には建築物（庇、出窓も含む）、工作物、門、塀等を設けないこと。
- ・雨水の排水方法については、隣地の既存側溝の排水処理も配慮して検討すること。



側溝の設置時期

	豊中市 (申請場所)	指定確認検査機関 (申請場所)
法第43条但し書き許可物件	確認申請受付まで	確認申請受付まで
既存の位置指定道路	確認時まで	確認申請受付まで
その他の道路	工事完了検査時まで	工事完了検査時まで

【4】その他

- ・側溝の設置位置がわからない場合は、事前に下記までご相談ください。
- ・立地条件により、別途協議を行う場合があります。
- ・市道等に面する敷地で、道路後退部分を寄付される場合は、都市基盤部 道路管理課 管理係 (TEL06-6858-2369) と協議を行ってください。(市において側溝整備を行うことがあります。)
- ・道路後退部分については、固定資産税の道路部非課税措置や私道補正等が受けられることがありますので、財務部 固定資産税課(06-6858-2148)と協議を行ってください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 建築審査課

第二庁舎 5階 TEL 06-6858-2860